

懸賞金付  
定期積金

うん だめ  
運貯し

※この定期積金は、限定発売商品のため募集口数(1,000口)になり次第締め切ります。

お取扱期間: 令和6年5月1日(水)~  
令和6年9月30日(月)

募集口数: 1,000口

抽選日(予定): 令和9年4月22日(木)



1等

100,000円×1本

懸賞金 総額51万円

2等

50,000円×1本

3等

30,000円×2本

ハッピー賞

5,000円×60本

〔商品概要〕

預金の種類: 定期積金

掛込金額: 毎月10,000円の整数倍

※お一人様50,000円(5口)までと致します。

掛込期間: 3年(36回掛)

対象: 個人の方

お利息: 店頭金利

抽選権: 1口(10,000円/月)につき、  
1本お付けします。

＜ご留意事項＞

- ① やむを得ず期限前解約をされる場合は、当組合所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- ② 期限前解約をされた場合は、懸賞金抽選権・当選金受取権は失効します。
- ③ 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率を適用させていただきます。
- ④ 抽選の結果当選された場合の懸賞金は、ご契約の定期積金の満期(掛込済み)後にお受け取りになれます。
- ⑤ 2037年12月31日までにお受取の利息等(懸賞金を含む)については、復興特別所得税を付加した20.315%(国税15.315%・地方税5%)が課税されます。
- ⑥ 本商品は、預金保険の対象であり同保険の範囲内で保護されます。

＜苦情処理措置＞

【当組合へのお申出先】

お取引店舗またはお客様相談窓口(総務部Tel:0856-22-3030) (9時~17時 土日・祝日除く)

【当組合以外のお申出先】

しんくみ苦情等相談所 Tel:03-3567-2456 (9時~17時 土日・祝日除く)

中国ブロック信用組合協議会 Tel:082-247-7363 (9時~17時 土日・祝日除く)

＜紛争解決措置＞

下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので当組合お客様相談窓口、中国ブロック信用組合協議会またはしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。

広島弁護士会仲裁センター (Tel:082-225-1600)

第一東京弁護士会仲裁センター (Tel:03-3595-8588)

東京弁護士会紛争解決センター (Tel:03-3581-0031)

第二東京弁護士会仲裁センター (Tel:03-3581-2249)

詳しくは、お近くの【ますしん】窓口へお気軽にお問い合わせください



おつきあいまごころで

島根益田信用組合  
Shimane Masuda Shinyou Kumiai

本店営業部 0856-22-3033  
浜田支店 0855-22-5354  
西益田支店 0856-25-2011

高津支店 0856-23-1888  
あけぼの支店 0856-23-1500